

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

地方税法に規定されている目的税である入湯税を導入するため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 入湯税

① 入湯税の創設【目次及び第3条の改正規定、第3章の追加規定】

【主な内容】

○納税義務者：鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

○税率：入湯客1人1日について150円（標準税率を適用）

○課税免除：次に掲げる人に対しては入湯税を課さない。

ア 年齢12歳未満の人

イ 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人

ウ 町が町民に利用していただくことを目的に設置した施設に入湯する人

エ いわゆる日帰り入浴について、1,000円以下（消費税抜き）の料金を負担して入湯する人

オ 修学旅行など学校教育上の見地から行われる行事に参加する人並びにその引率者及び介添者

○徴収の方法：特別徴収の方法により徴収する。

○特別徴収の手続：特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならないこととし、毎月15日までに、前月分について必要事項を納入申告書により町長に提出し、その納入金を納入する。

○帳簿の記載義務：特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2. 施行期日

令和8年1月1日から施行します。